

介護老人保健施設サービス 重要事項説明書

あなたの申し出によりサービス提供を開始するに当たり、厚生省令第39号第4条によって、わたしたちがあなたに説明すべき事項を、次の通り確認させていただきます。

1. 事業所の概要

運営主体	医療法人 社団公済会		
所在地	栃木県那須塩原市百村3042-31		
代表者職 氏名	理事長 大井 淑雄		
事業所名	介護老人保健施設 いたむろ		
所在地	栃木県那須塩原市百村3042-31		
介護保険事業所番号	0951380013		
管理者および連絡先	大井 淑雄	TEL	0287-69-0316
		FAX	0287-69-0877

2. 運営主体があわせて実施する事業

事業の種類	事業所名	介護保険事業所番号
(介護予防) 短期入所療養介護	いたむろ	第0951380013
居宅介護支援	わかかさデイサービスセンター	第0971300033
通所介護	デイサービスセンター松の実	第0971300355
所在地	栃木県那須塩原市百村3042-31	

3. 施設の概要等

開設年月日	平成22年4月1日	定員	120人
建物	構造	鉄筋コンクリート造	2階 42床
		地下1階	3階 44床
		地上5階建	4階 34床
	総床面積	7519.61 m ²	居室
	敷地	4960.28 m ²	
			1人部屋 1室 2人部屋 9室 3人部屋 11室 4人部屋 17室

フロア	主な設備	※全館冷暖房
1階	診察室 事務室 機械浴室 浴室	
2階	療養室 食堂+談話室 サービスステーション	理容・美容室
3階	療養室 食堂+談話室 サービスステーション	レクリエーションルーム
4階	療養室 食堂+談話室 サービスステーション	
5階	リハビリテーション室 言語聴覚室	トレーニングルーム 家庭復帰訓練室

4. 事業所の職員体制等

職種	業務	人員 (常勤換算法)	
施設長	施設の運営管理に関すること。	1名 (下記と兼務) 以上	
サービス提供者	医師	医学的管理に関すること。	1. 2名以上
	薬剤師	服薬管理に関すること。	0. 5名以上
	看護師・准看護師	看護業務に関すること。	11名以上
	介護福祉士・介護職員	介護業務に関すること。	29名以上
	支援相談員	相談援助業務に関すること。	1. 2名以上
	理学療法士・作業療法士 言語聴覚士	リハビリテーションに関すること。	1. 2名以上
	管理栄養士・栄養士	栄養管理・指導に関すること。	1名以上
	介護支援専門員	施設サービス計画作成に関すること。	2名以上
事務員	各種事務処理に関すること。	1. 5名以上	

5. 事業所の基本理念

高齢社会に向けて医療法人 社団公済会が運営する介護支援サービス・居宅サービス・介護予防サービス・介護老人保健施設サービス各事業所は、地域の医療保険・福祉の連携拠点として高齢者・障害者介護の様々なニーズに応え、総合的なサービスを提供します。

そのために、各事業所は良質なサービスを提供すると共に、相互に連携し高齢者・障害者のリハビリテーションの充実を図り、地域との連携の中で情報の収集・発信、人的資源や技術の開発など新たな取り組みを進めていきます。

6. 窓口営業時間

営業時間	休日
8：30～17：30	年中無休

7. サービス利用料および入所者負担

(1) 別紙サービス内容説明書及び料金表の通りです。

(2) その他

①利用料金の支払い

月末締切りで、翌月の15日に請求書を送付しますので、翌月末日までに下記の方法でお支払いください。

ア. 現金での支払い 当事業所事務課窓口（1階事務室）

イ. 銀行振り込みでの支払い

（金融機関に備え付けの振込依頼書をご利用ください。振り込み手数料等は入所者負担となります。）

※振込先は、サービス内容説明書でご確認ください。

②上記の入所者負担金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しております。「償還払い」となる場合には、いったん入所者に利用料全額（10割）を当事業所にお支払い頂き、その後市町村に対して保険給付分（9割）を請求して頂くことになります。

※介護保険外のサービスとなる場合には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、あらかじめ、その旨を支援相談員等からご説明の上、入所者の同意を得ます。）

8. キャンセル

入所者のご都合でサービスの利用を事前に中止する場合にも、原則としてキャンセル料は頂きませんが、すみやかに事務課窓口までご連絡ください。

9. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「老人保健施設いたむろ消防計画」にのっとり、対応を行います。			
平常時の訓練	別途定める「老人保健施設いたむろ消防計画」にのっとり、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所者の方の参加を得て実施します。			
防災設備	設備名称	設置	設備名称	設置
	スプリンクラー	有	防火扉・シャッター	有
	非常階段	3ヶ所	屋内消火栓	有
	自動火災報知器	有	非常通報装置	有
	誘導灯	有	非常用電源	有
	ガス漏れ報知器	有		
	カーテン・布団等は難燃・防災性能のあるものを使用しています。			
消防計画	消防署への届け出日 平成21年12月15日 防火管理者：月井 幹夫			

10. 事故発生時の対応

入所者に対するサービスの提供にあたって事故が発生した場合は、別に定める「老人保健施設 いたむろ 緊急時連絡網」の順に従い、速やかに入所者の代理人（ご家族や後見人等）連帯保証人等関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

協力医療機関	菅間記念病院
所在地	那須塩原市大黒町2-5
TEL	0287-62-0733
協力歯科医療機関	馬渡歯科医院
所在地	那須塩原市高林1201-23
TEL	0287-68-1356

11. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	<ul style="list-style-type: none"> ・面会につきましては、感染対策から予約にて行っています。時間や回数につきましては、感染状況にもよりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。 ・来訪の際は、各階の面会名簿の記入をお願いします。 ・入所者への差し入れ（特に食品類）は、必ず職員に声をおかけください。
外出・外泊	<ul style="list-style-type: none"> ・外出・外泊をされる際は所定の用紙にご記入頂きますので、必ず職員にお知らせください。 ・外泊は、一月あたり7泊8日までとなります。
医療機関への受診	<ul style="list-style-type: none"> ・入所利用中に他の医療機関を受診する必要がある際は必ず当施設の医師・看護師・支援相談員にご相談ください。 ・病院を受診される方で、ご家族で送迎できない方に限り施設で送迎致します。
喫煙・飲酒	<ul style="list-style-type: none"> ・全館 禁酒・禁煙とさせていただきます。
所持品、現金の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・高価、高額な金品の持ち込みはご遠慮ください ・原則として、現金は入所者各自で管理をお願いしております。事情によりご相談にも応じますので支援相談員までご相談ください。
居室・設備・機器の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内の設備等は、本来の用法に従ってご利用ください。使用法等が不明の際は職員がご説明いたします。なお、これに反した利用または故意による破損等が生じた場合は賠償して頂くことがあります。
ジェネリック医薬品	<ul style="list-style-type: none"> ・効果は同じですが名前の違う薬を使う場合があります。

12. 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については次の窓口で対応いたします。

当事業所の相談苦情窓口	電話番号 0287-69-0316 FAX 0287-69-0877 担当 支援相談員
那須塩原市介護保険係	電話番号 0287-62-7113 FAX 0287-63-8911 担当 苦情処理担当
那須町介護保険係 ※上記市町以外にお住まいの方は、各市町の介護保険係の窓口にご相談下さい。	電話番号 0287-72-6910 FAX 0287-72-0904 担当 苦情処理担当
栃木県国民健康保険団体連合会 (苦情処理担当)	電話番号 028-643-2220 FAX 028-643-5411 担当 苦情処理担当

13. 個人情報の使用について

入所者のためのサービス計画に沿って、円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当

者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整、ならびに医療機関の受診等において、個人情報を使用する場合は、下記の条件の下に入所者及び入所者の代理人（ご家族や後見人等）の同意を得るものとします。

- （１）個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- （２）個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。
- （３）使用する期間は当事業所と別に締結する介護老人保健施設サービスの契約期間内であること。

1 4．事故発生防止

当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故防止マニュアルを作成し、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。

1 5．感染症・食中毒防止について

当施設は、感染症及び食中毒が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の防止マニュアルを作成し、その防止のための体制を整備します。

1 6．褥瘡対策について

当施設は、入所者に対し良質なサービスを提供する取り組みの一つとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡防止マニュアルを作成し、その発生を防止するための体制を整備します。